

目 次

労働保険料の納付はゆとりの口座振替で！	1
平成 28 年度 県立産業技術短期大学校生募集 (推薦入学) について	2
いばらき名匠塾・在職者訓練・技術向上サポート講座について	3
いばらき就職・生活総合支援センターのご案内	4
「職場意識改善助成金」のご案内	5
石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度のお知らせ	6
電子申請がさらに利用しやすくなります	7
平成 27 年度中小企業両立支援助成金のご案内	8
労働委員会の窓から	9~10
勤労者のための生活資金融資制度/ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業	11
いばらき UIJ ターン魅力発見バスツアー/元がいばらき就職面接会	12

労働保険料の納付はゆとりの口座振替で！

茨城労働局労働保険徴収室

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただけます。

保険料の引き落としに最大 **2 か月** ゆとりができます。

口座振替納付をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している **金融機関の窓口** にご提出ください (一部の金融機関では口座振替の取扱がありません)。

納期	全期・第 1 期	第 2 期	第 3 期
通常の納期限	平成 27 年 7 月 10 日	平成 27 年 11 月 2 日	平成 28 年 2 月 1 日
口座振替納付日	平成 27 年 9 月 7 日	平成 27 年 11 月 16 日	平成 28 年 2 月 15 日
ゆとり日数	59 日	14 日	14 日
申込期限	平成 27 年 2 月 25 日 (終了)	平成 27 年 8 月 14 日	平成 27 年 10 月 13 日

※申込締切日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が締切日となります。

※ 27 年度第 1 期分の振替申込は終了しました。

口座振替制度の概要及び取扱金融機関名、申込用紙のダウンロードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/> (労働基準→労働保険の適用・徴収)

<お問い合わせ先> 茨城労働局労働保険徴収室

(029-224-6213)

平成 28 年度県立産業技術短期大学校生募集(推薦入学)について

県立産業技術短期大学校では、産業界において即戦力となる IT 技術者を育成しています！

新卒者の就職率は開校以来 9 年連続で 100% を達成！！

また、開かれた短大校として既卒者のための社会人特別推薦制度を設けています。

IT 技術者の証である基本情報技術者試験（国家試験）は、企業から高く評価され、全国での合格率が 20% 前後と難関資格でありながら、産業技術短期大学校では、卒業時には **約 80% の生徒が合格しています！**

1 募集内容について

募集施設	募集訓練科（募集定員）
茨城県立産業技術短期大学校 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 http://www.ibaraki-it.ac.jp/	情報システム科（10 人）／情報処理科（10 人）

2 選考方法について

項目	内容																
応募資格	高等学校又は中等教育学校を平成 27 年度に卒業（見込みの者を含む）で次のいずれにも該当する者 ① 高等学校長又は中等教育学校長から推薦された者 ② 本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 ③ 次のいずれかに該当する者 ・ 調査書の全体の評定平均値が 3.0 以上である者 ・ 基本情報技術者試験または IT パスポート試験に合格している者																
	高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者 ① 事業主推薦（茨城県内の事業所に勤務する者（内定者含む）で、概ね 35 歳以下の者） ② 大学・短期大学等学長（校長）推薦（大学、短期大学及び専修学校（専門課程）等を平成 28 年 3 月に卒業見込みの者） ③ 高等学校等既卒者自己推薦（概ね 35 歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者）																
	高等学校又は中等教育学校を卒業（見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のいずれにも該当する者 ① 訓練を受けるに当たって他の者の介助、又は特別な支援を必要としない者 ② 概ね 35 歳以下の者																
選考試験	高等学校長 ・ 中等教育学校長 推薦 ・受付期間 平成 27 年 9 月 1 日(火) ～ 平成 27 年 9 月 30 日(水) ・選考日 平成 27 年 10 月 7 日(水) ・合格発表 平成 27 年 10 月 14 日(水) ・選考内容 数学 I（基本情報技術者試験合格者は適性検査）、面接																
	特別推薦 (事業主推薦を除く) ・選考日程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>9 月 1 日(火)～9 月 17 日(木)</td> <td>9 月 26 日(土)</td> <td>10 月 2 日(金)</td> </tr> <tr> <td>中期日程</td> <td>10 月 13 日(火)～11 月 10 日(火)</td> <td>11 月 14 日(土)</td> <td>11 月 20 日(金)</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>1 月 25 日(月)～2 月 23 日(火)</td> <td>2 月 27 日(土)</td> <td>3 月 4 日(金)</td> </tr> </tbody> </table>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	9 月 1 日(火)～9 月 17 日(木)	9 月 26 日(土)	10 月 2 日(金)	中期日程	10 月 13 日(火)～11 月 10 日(火)	11 月 14 日(土)	11 月 20 日(金)	後期日程	1 月 25 日(月)～2 月 23 日(火)	2 月 27 日(土)	3 月 4 日(金)
	日程区分	受付期間	選考日	合格発表													
前期日程	9 月 1 日(火)～9 月 17 日(木)	9 月 26 日(土)	10 月 2 日(金)														
中期日程	10 月 13 日(火)～11 月 10 日(火)	11 月 14 日(土)	11 月 20 日(金)														
後期日程	1 月 25 日(月)～2 月 23 日(火)	2 月 27 日(土)	3 月 4 日(金)														
身体障害者 自己推薦 ・選考内容 適性検査、面接																	
備考	・推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続きをして一般入学者選考試験に応募することができます。 ・推薦入学者選考試験を複数回受験することはできません。 ・特別推薦(事業主推薦)については、平成 27 年 9 月 1 日(火)～平成 28 年 3 月 17 日(木)までの間、随時受付ます。詳細についてはお問い合わせ下さい。																

☆ 茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県職業能力開発課公式ブログ） <http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki>

☆ 茨城県職業能力開発課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/sishiki/shokorodo/shokuno/index.html>

いばらき名匠塾・在職者訓練・技能向上サポート講座について

～技能人材の育成を応援します～

県では、「今の仕事に必要な技能を学びたい」、「技術をレベルアップしたい」、「資格取得のための勉強がしたい」などの希望をもつ在職者の皆さんを対象として、短期課程の職業訓練を実施しています。是非ご活用ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】

機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】 中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】 各コース5名以内（各産業技術専門学院でコース実施）、総定員30名

【訓練時間】 48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】 1人あたり2,980円です。

在職者訓練

機械・電気・溶接・ITなど既定のコースのほか、企業のご要望に応じて、相談のうえ講座を実施するオーダーメイド型講座も準備しております。

【講座例】

(1) 技能向上、資格取得、労働安全衛生法に関する講座

第二種電気工事受験対策（筆記・技能）、自由研削といし特別教育、ガス溶接、アーク溶接講座、機械・建設CAD講座、ホームページ作成講座など

(2) オーダーメイド型講座の例

普通旋盤技能検定受験対策、マシニングセンタ基本講座、機械図面の読み方など

【定員】 1講座あたり10～20名

【訓練時間】 12時間～

【受講料】 1講座 2,980円（※但し労働安全衛生法に基く講座は、2,750円）

技能向上サポート講座

平成27年度、県ではポリテクセンター茨城と連携し、県内事業所で働く方の技能向上や能力開発をサポートするため、「少人数」「短時間」「無料」の講座を実施しています。なお、講座の内容や実施日など企業等の皆さまとご相談のうえ決定します。

【講座例】（この他ご相談により内容を決定します。）

機械設計製図、旋盤実践技術（軸計状部分編）、アーク溶接（基礎）、設計ツールによるモデリング技術、Androidアプリケーション開発実習、生産現場での品質管理

【定員】 1講座あたり3～10名程度

【時間】 6時間程度

【受講料】 無料（※但し、講座修了後、アンケート等にご協力をお願いいたします。）

【期間】 平成28年2月29日まで

【問い合わせ先】

- 県立産業技術短期大学校（水戸市下大野 6342） TEL 029-269-5500
- 県立水戸産業技術専門学院（水戸市下大野 6342） TEL 029-269-2160
- 県立日立産業技術専門学院（日立市西成沢 3-9-1） TEL 0294-35-6449
- 県立鹿島産業技術専門学院（鹿嶋市林 572-1） TEL 0299-69-1171
- 県立土浦産業技術専門学院（土浦市中村西根番外 50-179） TEL 029-841-3551
- 県立筑西産業技術専門学院（筑西市玉戸 1336-45） TEL 0296-24-1714
- 県立古河産業技術専門学院（古河市諸川 1844） TEL 0280-76-0049

いばらき就職・生活総合支援センターのご案内

就職を目指す皆さんに、就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートいたします！

■就職支援 (TEL029-300-1916・029-300-1715)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 平日 9:00~20:00 土日 9:00~17:00
 ▶ 各地区就職支援センター 平日 9:00~16:00
- 相談内容 ▶ 職業紹介, 求人情報の紹介・提供
 ▶ カウンセリングや適性診断, 各セミナーの実施など

■労働相談 (TEL029-233-1560)

- 相談時間 ▶ いばらき労働相談センター (いばらき就職・生活総合支援センター内)
 平日 9:00~20:00 (相談受付は 19:30 まで) 土日 10:00~16:00 (相談受付は 15:30 まで)
- 相談内容 ▶ 労働条件, 採用, 解雇, 賃金不払い, 職場でのいじめ, パワハラ, セクハラなどに関する労働相談
 ▶ 各地区で面接による相談を希望する場合は, センターの相談員が日程調整の上出張面談を行いますので, 事前にご連絡ください (出張面談を行う場所は, 各地区就職支援センター内となります)。

■生活支援 (TEL029-232-1245)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 月・水・金 10:00~16:00
- 相談内容 ▶ 生活福祉資金など貸付制度に関する相談, 生活保護などの要件や手続きに関する相談, 県営住宅や雇用促進住宅の情報提供や入居手続きに関する相談など



「職場意識改善助成金」のご案内

労働時間、年次有給休暇等に関する事項について改善し、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を応援します。

職場意識改善助成金の概要は、次のとおりです。

コース名	職場環境改善コース	所定労働時間短縮コース
対象事業主	雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下でかつ月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主	特例措置対象事業場（※）で所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主 ※特例措置対象事業場の範囲 常時10人未満の労働者を使用する、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場
支給対象となる取組	A・労務管理担当者、労働者等への研修等 ・社会保険労務士など外部専門家によるコンサルティング ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計、テレワーク用通信機器の導入・更新 B 労働能率の増進に資する設備等の導入・更新 ※1. 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 2. 事業承認日より前に行った取組の費用は対象となりません。	
成果目標	a 年次有給休暇の年間平均取得日数を <u>4日以上増加</u> させる b 月間平均所定外労働時間数を <u>5時間以上削減</u> させる	週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。
成果目標の評価期間等	助成金事業実施承認日から平成28年2月15日までの3か月を自主的に設定	助成金事業実施承認日から平成28年2月15日までに取組を実施
支給額 (上記「支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部)	・上記成果目標のa、bともに達成した場合 補助率 3/4 上限額 100万円 ・a、bどちらか一方を達成した場合 補助率 5/8 上限額 83万円 ・a、bどちらも未達成 補助率 1/2 上限額 67万円 ※上記「支給対象となる取組」のB <u>労働能率の増進に資する設備等の導入・更新の場合は、a、bともに達成した場合に限る。</u> 補助率 3/4 上限額 100万円	成果目標を達成した場合 補助率 3/4 上限額 50万円
事業承認申請締め切り日	平成27年10月15日(木)	平成27年12月15日(火)

なお、上記2コースの他にテレワーク新規導入者のためのテレワークコースもあります。

詳しくは、茨城労働局ホームページでご確認いただくか、以下の番号までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 茨城労働局労働基準部監督課
電話：029-224-6214

石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度のお知らせ

石綿による健康被害とは？

- ・石綿により、作中に接触した労働者だけでなく、労働者が持ち帰った作業着等に付いた石綿を吸い込んだ家族なども病気になることがあります。
- ・石綿による病気には、中皮腫や肺がん等があり、非常に長い期間が経ってから発症すること、どのような状況で石綿を吸い込んだのか明らかにすることが難しいこと等の特徴があります。

石綿健康被害救済法とは？

- ・石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために、**石綿健康被害救済法**が制定されています（平成18年3月27日施行）。
- ・この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給される※1とともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金※2が支給されます。

※1：労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っています。

※2：特別遺族給付金

特別遺族給付金とは、石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅していた場合にその請求に基づき支給されるものです。

特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。特別遺族年金は原則年額 240 万円、特別遺族一時金は 1,200 万円ですが、平成34年3月27日が請求期限となっています。

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者（※）または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※ 労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

労災保険制度による「**労災保険給付**」または
石綿健康被害救済制度による
「**特別遺族給付金**」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を、5年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→茨城労働局労災補償課（電話 029-224-6217）または
お近くの労働基準監督署にご相談ください。

いいえ

いいえ

石綿健康被害救済制による
「**救済給付**」

を受けられる場合があります。

→（独）環境再生保全機構に
ご相談ください。

（フリーダイヤル）

0120 - 389 - 931

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

電子申請（雇用保険関係手続）をご検討中の事業主の皆さまへ

電子申請がさらに利用しやすくなります

電子申請の利用が可能な手続

雇用保険関係手続では、「雇用保険被保険者資格取得届」「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」「高年齢雇用継続基本給付金の申請」などを含むほとんどの手続について電子申請が利用できます。

行政手続案内 e-Gov

検索

電子申請利用促進のための措置

電子証明書の取扱いを見直します

電子申請の利用には、事業主は電子証明書を取得する必要がありますが、電子申請の利用促進の観点から次の見直しを行います。

- ① 電子証明書を取得していない法人事業主については、**事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書**でも利用が可能です。（平成27年1月1日実施済）
- ② 事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、**事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書**の利用が可能となります。（平成27年7月1日実施予定）

一括申請の利便性が向上しました

雇用保険の資格取得届・資格喪失届などの届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていましたが、電子申請の「一括申請」※機能を利用することで、本社などが各事業所の手続をまとめて電子申請することが可能です。

※ 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入する必要があります。
詳しくは、e-Govのホームページをご確認ください。

e-Gov 一括

検索

一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）

本社や支店ごとの
申請データを作成



事業主（本社）



複数の申請データを
ZIPファイルでまとめて申請

各ハローワークに
自動的に振り分け



e-Gov



本社管轄ハローワーク



A支社管轄ハローワーク



B支社管轄ハローワーク

また、e-Gov電子申請システムでは、市販の給与計算ソフトウェアや自社開発のソフトウェアとの直接接続が可能となるよう、「外部連携API（裏面参照）」の仕様を公開しました（平成26年10月）。今後は、市販ソフトウェアが「外部連携API」を利用することで、これまで1件ずつ操作が必須となっていた手続所管府省が発行する公文書の取得などについて、一括取得の実現などが可能となります。



平成27年度中小企業両立支援助成金のご案内

※支給対象は中小企業事業主単位です。

《代替要員確保コース》

支給対象労働者1人当たり30万円（支給対象労働者が期間労働者の場合10万円加算）

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- ・育児休業を終了した労働者を原職又は原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定。
- ・休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職又は原職相当職に復帰等を行った。

※1企業あたり5年間。1年度延べ10人を上限。

《期間雇用者継続就業支援コース》

育児休業取得者1人目40万円、2～5人目まで15万円

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- ・期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定。
- ・期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、6か月以上継続雇用等を行った。

※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに出た事業主が対象です。

※休業終了後正社員として復職させた場合の加算があります。

《育休復帰支援プランコース》

1. 育休取得時の支給額（1企業あたり1回限り）30万円

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- ・労働者と面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを作成。
- ・作成したプランの実施により、育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、当該者が3か月以上育児休業（産後休業を含む）の取得等を行った。

2. 職場復帰時の支給額（1企業あたり1回限り）30万円

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- ・作成したプランの実施により、上記の対象の育児休業取得者の育児休業中に職場の情報、資料提供を実施。
 - ・職場復帰前後に育児休業取得者と面談し、原職又は原職相当職に復帰させ、6か月以上継続雇用等を行った。
- ※平成27年4月10日以降、育児休業取得予定者が既に産前休業中の場合や、プランによらず既に業務の引き継ぎ等を終了している場合、プランナーの支援を受けても助成金の対象外です。

パートタイム労働者に、より能力を発揮してもらうために ～「雇用均等コンサルタント」を活用してみませんか～

【パート社員に能力を発揮してもらうための3つのポイント】

- ポイント1 働きや貢献に見合った待遇にする
- ポイント2 パート社員と正社員を均衡待遇とする
- ポイント3 パート社員への説明責任を果たす

茨城労働局雇用均等室では、パートタイム労働者の積極活用に有効な「職務分析・職務評価」の導入等に関する情報提供、助言及び支援を行うため「雇用均等コンサルタント」を配置しております。

「雇用均等コンサルタント」はパートタイム労働者の活用戦略等について、企業の状況を把握した上で、事業主に対しアドバイスを行います。

参考資料をお送りいたしますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 茨城労働局雇用均等室 TEL:029-224-6288

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

労働委員会の窓から

平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

❁ 今期の事件の状況



❁ 審査事件（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は 3 件です。

❁ 調整事件（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請が 1 件ありました。

また、2 件の係属事件が終結しました。係属中の事件は 2 件です。

【新規事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
㈱J 争議	教育	H27. 5. 21 労働組合	団体交渉のルールづくりについて 昇給と賞与支給の期日の確認について

【終結事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
㈱G 争議	運輸業、 郵便業	H27. 3. 6 労働組合	人事制度の適切な運用 組合員の異動の撤回	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったためあっせん不開始とし、本件争議は終結した。
㈱H 争議	運輸業、 郵便業	H27. 3. 6 労働組合	団体交渉の議事録確認	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったためあっせん不開始とし、本件争議は終結した。

❁ 個別あっせん事件（労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。

お知らせ

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を下記のとおり実施する予定です。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月3日（土）13:00～16:30	いばらき就職・生活総合支援センター2階 （水戸市三の丸1-7-41）
第2回	10月15日（木）17:00～19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。

労働委員会講座

●労働委員会の構成●

労働委員会は、次の表のとおり公・労・使の三者構成からなる合議制の機関です。茨城県労働委員会は、15人の委員で構成されています。

委員構成	委員の性格・任命
公益委員 5人	公平な第三者の性格を持ち、労働者委員及び使用者委員の同意を得て知事が任命します。 （弁護士、大学教授など）
労働者委員 5人	労働者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、労働者側の事情を正しく反映する立場にあり、労働組合の推薦に基づき知事が任命します。 （労働組合の役員など）
使用者委員 5人	使用者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、使用者側の事情を正しく反映する立場にあり、使用者団体の推薦に基づき知事が任命します。 （企業経営者、会社役員など）

労使紛争の解決には中立・公平であることが一番大切であるため、このような仕組みになっています。

また、労働委員会には、委員全員の選挙により公益委員の中から選ばれる会長・会長代理と、委員を補佐し事務を整理するための事務局が置かれています。



【お問い合わせ先】：

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方(ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります) ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用(挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等) ○医療費(病気・入院手術、出産、歯科矯正等) ○教育(保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等) ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%(別途保証料0.7%)	年利1.2%(別途保証料0.7%)
返済	5年以内(6ヶ月以内の元金据置期間を含む)	
その他	融資利率は、平成27年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)

茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3640)

ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内

県では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。



- 1 講師 : ワーク・ライフ・バランスアドバイザー(県が委嘱した社会保険労務士)
- 2 時間 : 40分程度
- 3 派遣料 : 無料
(会場はご用意ください。また、講師作成資料の印刷はセミナー主催者のご負担となります。)
- 4 お問い合わせ : 茨城県商工労働部労働政策課 電話 029-301-3635

「いばらきUIJターン 魅力発見バスツアー」を実施します

茨城県では、今年度から新たに、首都圏等に進学した学生等の県内へのUIJターンを促進するため、県内企業の魅力を発信する「いばらきUIJターン魅力発見バスツアー」を実施いたします。

記

- 1 開催日程 平成27年7月16日（木）
- 2 参加学生 首都圏等の大学等に進学した大学在学4年生等

【問い合わせ先】

○商工労働部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 平成27年7月22日（水）
13:15～15:30（受付 13:00～）
- 2 会場 茨城県水戸合同庁舎 2階 大会議室
（水戸市柵町1-3-1）
- 3 対象求職者 学生を除く若者や離職され求職中の方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約30社

【問い合わせ先】

○商工労働部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645

茨城労働 Seed

茨城県商工労働部労働政策課

7月号 第688号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

平成27年7月発行 TEL 029-301-3640

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>